

加曽利貝塚体験プログラム実施業務委託プロポーザル募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 加曽利貝塚体験プログラム実施業務委託
- (2) 委託目的・内容 別紙『加曽利貝塚体験プログラム実施業務委託仕様書』のとおり
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 委託料 8,000,000円(消費税込み)を上限とする。
- (5) 支払方法 月ごとの完了払いとするが、必要に応じて協議するものとする。

2 参加資格要件

本事業の企画提案を行う者は、以下の(1)～(2)のすべての要件を満たさなければならない。共同事業体(複数の企業、団体から構成される団体)での参加も可能であるが、その場合は代表構成員が以下の(1)～(2)のすべての要件を満たしていること、共同事業体協定書を締結していること、各構成員は他の共同事業体の構成員として又は単独で本件プロポーザルに参加していないことを条件とする。なお、再委託する際は、別紙「加曽利貝塚体験プログラム実施業務委託仕様書」11-(6)の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - キ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
 - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
 - サ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成24年4月1日施行)に規定する措置要件に該当する者
- (2) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者

3 参加手続き

(1) スケジュール（詳細は下記の各項を参照。）

内容	日程
公募開始日	令和7年1月15日（水）
質問受付締切日	令和7年1月21日（火）正午
質問への回答日	令和7年1月23日（木）午後5時までにHPにて
参加申込・提案書提出受付開始日	令和7年1月24日（金）
参加申込・提案書提出締切日	令和7年2月4日（火）午後5時（必着）
選考結果通知	令和7年2月12日（水）

(2) 質問の提出方法等

本要項及び仕様書等について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付ける。

ア 質問受付締切 令和7年1月21日（火）正午

イ 質問方法 様式第1号を用い、下記アドレスに電子メールで提出することとし、電話・口頭での質問は受付けない。また、電子メールの件名は「企画提案募集質問書」とすること。電子メールアドレス kasorikaiduka.EDL@city.chiba.lg.jp
なお、送信後、電話にて着信の確認をすること。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、令和7年1月23日（木）午後5時までに千葉市ホームページ上（本募集要項が掲載されたページ）に掲載する。なお、回答の内容は本募集要項の追加または修正とみなす。

(3) 参加申込・提案書提出締切日

企画提案に参加を希望し、企画提案書を提出する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 受付締切 令和7年2月4日（火）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参もしくは郵送（※書留扱いとする）

（持参の場合、休館日を除く午前9時から午後5時まで。持参の場合はあらかじめ電話にてご一報ください。）

イ 提出場所 千葉市立加曽利貝塚博物館

〒264-0028 千葉市若葉区桜木8丁目33番1号

ウ 提出書類 (ア) 企画提案参加申込書（様式第2号）

(イ) 誓約書（様式第3号）

(ウ) 過去の類似業務等の履行実績（様式第4号）

※契約書・仕様書を添付すること

(エ) 共同事業体構成員一覧表（様式第5号）※共同事業体での参加の場合のみ

(オ) 委任状（共同事業体構成員用）（様式第6号）

※共同事業体での参加の場合のみ

(カ) 共同事業体協定書（様式自由）※共同事業体での参加の場合のみ

(キ) 企画提案書（様式自由）：1部

仕様書を踏まえ、業務実施にあたっての考え方や具体的な手法等及び実施

体制について、まとめること。

企業・団体名を記載しないこと。

(ク) 上記(キ)のデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

Adobe Acrobat Reader DC 2020以降のVerで閲覧可能なものにすること。

(ケ) 提案価格書(様式第7号): 1部

別紙「金抜設計書」に金額を入れたものを添付すること。

※提出書類を提出した後の追加・変更・差替・再提出は一切認めない。

4 事業者選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に採点し、選考委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。その次に点数が多かった者を次点者として決定する。

(2) 選定方法

ア 選考委員 本市が指定する選考委員

イ 選考方法 書類選考(選考にあたり出席は不要)。各選考委員が次項ウの選考基準に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

※参加申込者が1者のみの場合も選考を実施する。

※選考委員全員の合計点が委員全員の持ち点の合計数の6割に達した者を選定の対象とする。

※最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

※審査結果は文書で通知するとともに、千葉市ホームページ上に掲載する。

ウ 選考基準

選考に係る評価項目・評価の着眼点・配点基準は次ページ採点表のとおりとする。

エ 失格事項

次の事項に該当した場合は失格とする。

(ア) 1(4)に記載する委託料を超える提案の場合

(イ) その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると本市が判断した場合

オ 選考結果の通知

(ア) 通知日 令和7年2月12日(水)

(イ) 通知方法 企画提案書の提出者全員に文書とともに電子メールにより通知する。

加曾利貝塚体験プログラム実施業務委託プロポーザル(企画提案) 採点表

評価項目	評価の着眼点	配点	採点基準		点数		
			点数	基準	A社	B社	C社
プログラムの内容	仕様書で示した内容を踏まえ、 縄文文化の理解向上を前提に、 加曾利貝塚ならではのコンテンツ・ 特長を捉えた提案となっているか	25					
プログラムの内容	気軽に参加しやすく 魅力的な コンテンツであるか	15					
プログラムの内容	リピーターを増やす仕掛け や工夫 があるか	15					
広報	集客につながる 効果的な 広報を提案できているか	15					
実施体制	組織や人員などの業務実施体制は 整っているか	15					
実績	本業務と類似する業務の経験 及び実績はあるか	15					
合計		100	100				

5 契約

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- イ 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ウ 業務の一部について、他者に委託する場合は、事前に千葉市の承諾を受けること。
- エ 業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定する。
- オ 著作権については、別紙「仕様書」記載のとおりとする。
- カ 月ごとの完了払とするが、必要に応じて協議するものとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

6 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 選考の公平を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

7 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、選考結果にかかわらず返却しない。
- (4) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 市は企画提案書等を本業務の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (6) 本件は、千葉市議会における令和7年度予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には効力を発しない。

8 問合せ先

千葉市立加曽利貝塚博物館 担当：小滝
〒264-0028 千葉市若葉区桜木8丁目33番1号
電話 043-231-0129